



# 熊本県公報

第 1 2 2 3 1 号

平成 25 年 7 月 16 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定の更新…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定の更新…………… ( " ) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 4
- 土地改良区の定款変更認可…………… ( " ) 4
- 土地改良区の合併認可…………… ( " ) 4
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 4
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 5
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定…………… (自然保護課) 5
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定…………… ( " ) 5
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 6
- 正 誤**
- 平成 2 5 年 7 月 4 日熊本県選挙管理委員会告示第 3 5 号 (直  
接請求の連署基準数) 中…………… (選挙管理委員会) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 6 9 8 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 5 年 7 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス湧楽苑 八代郡氷川町吉本 1 0 8 番地	株式会社なごやかハウス	平成 2 5 年 7 月 2 3 日

### 熊本県告示第 6 9 9 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
平成 2 5 年 7 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス湧楽苑 八代郡氷川町吉本 1 0 8 番地	株式会社なごやかハウス	平成 2 5 年 7 月 2 3 日

### 熊本県告示第 7 0 0 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字北受2654番1、2659番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北受2654番1・2659番1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第701号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町下草野字前田132番2、字内底232番1、233番、235番2、237番、238番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前田132番2・字内底233番・237番・238番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第702号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町中小路字井手仲間602番、604番2、608番1、620番8

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井手仲間602番・604番2・608番1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 7 0 3 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 5 年 7 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字長野 6 6 6 番 1、字保口 6 7 0 番 1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長野 6 6 6 番 1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 0 4 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 5 年 7 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町椿字本屋敷 2 9 8 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字本屋敷 2 9 8 番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 0 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 7 月 1 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 7 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	日田鹿本線	山鹿市菊鹿町矢谷字下威 1 1 4 2 番 1 地先から 同所 1 1 4 1 番 4 地先まで	前	10.3 ～ 21.9	117.9	一括道路
			後	10.3 ～ 23.2		

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 7 月 1 6 日

公 告

熊本県公告第 396 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 25 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上島字皆本 1194 番 1 及び里道  
996.96 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区水前寺一丁目 22 番 18 号  
株式会社 タウン開発

熊本県公告第 397 号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区理事長尾崎雅夫から平成 25 年 6 月 24 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 25 年 7 月 5 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 25 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 398 号

上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区理事長岡牧生から平成 25 年 6 月 25 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 25 年 7 月 5 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 25 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 399 号

ひとよし土地改良区及び大畑大野土地改良区の合併については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 72 条第 2 項の規定により平成 25 年 7 月 8 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定により合併後存続する土地改良区及び合併により解散する土地改良区について、次のとおり公告する。  
平成 25 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 合併後存続する土地改良区

名 称	ひとよし土地改良区
所在地	人吉市瓦屋町 2363 番地 2

- 2 合併により解散する土地改良区

名 称	大畑大野土地改良区
所在地	人吉市大野町 4560 番地 29

熊本県公告第 400 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。  
平成 25 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 143 号 2 号	乾燥菌体肥料	三井乾燥菌体 1 号	窒素全量： 4.0 加里全量： 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事	三井物産アグロビジネス株式会社 東京都中央区日	平成 28 年 7 月 1 日

				項は、公定規格のとおり。	本橋本石町 3 丁目 3 番 5 号	
熊本県肥第 1 4 1 5 号	配合肥料	P K ブラック	窒素全量：1. 5 りん酸全量：6. 3 内く溶性りん酸：5. 5 加里全量：5. 6 内水溶性加里：3. 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	西日本殖産有限公司 熊本県八代市松崎町 1 5 9 番地 1	平成 2 8 年 7 月 1 7 日
熊本県肥第 1 4 0 0 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 2 号	窒素全量：6. 0 りん酸全量：6. 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 2 8 年 7 月 2 7 日
熊本県肥第 1 4 3 3 号	混合有機質肥料	混合有機 2 3 1 号	窒素全量：2. 0 りん酸全量：3. 0 加里全量：1. 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	エーザイ生科研株式会社 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子 3 1 2 番地 4	平成 2 8 年 7 月 2 9 日

**熊本県公告第 4 0 1 号**

人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区理事長東一善から平成 2 5 年 5 月 3 1 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 5 年 7 月 8 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 5 年 7 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 4 0 2 号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 9 条第 1 項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同法第 2 9 条第 4 項において読み替えて準用する同法第 2 8 条第 4 項の規定により公告する。  
なお、この公告の日から平成 2 5 年 7 月 2 9 日までの間、熊本県県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができる。  
平成 2 5 年 7 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特別保護地区の名称  
鞍岳特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
鞍岳特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間  
平成 2 5 年 1 1 月 1 日から平成 3 5 年 1 0 月 3 1 日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案  
鞍岳特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 5 意見書の提出先  
〒 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県環境生活部環境局自然保護課

**熊本県公告第 4 0 3 号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 9 条第 1 項

の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同法第29条第4項において読み替えて準用する同法第28条第4項の規定により公告する。

なお、この公告の日から平成25年7月29日までの間、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができる。  
平成25年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特別保護地区の名称  
人吉・紅取特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
人吉・紅取特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間  
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案  
人吉・紅取特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 5 意見書の提出先  
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部環境局自然保護課

**熊本県公告第404号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本県宇土市三拾町201番地2
- 2 築造者の氏名 株式会社中村不動産開発
- 3 道路の位置 宇城市松橋町西下郷字鳥嶋387番13
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 47.13メートル
- 6 指定年月日 平成25年6月27日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第12号

**正 誤**

平成25年7月4日熊本県選挙管理委員会告示第35号（直接請求の連署基準数）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	39	27, 832	28, 166